



第1部

特集

※第1部は、原則として平成29年度までの動き及び統計資料に基づく記述になっていますが、一部平成30年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述になっています。

特集 1

社会的・経済的価値をはぐくむ
文化政策の展開

第1節

新・文化芸術基本法の成立と文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

1 新・文化芸術基本法の成立

平成29年6月、文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」（以下、「基本法」という。）となりました。基本法は、芸術文化に関する活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。今回の改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されました。文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊くみおどりが追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記されました。

2 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

「文化芸術推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されるものです。

平成29年6月に基本法が施行されたことを踏まえ、同年同月、文部科学大臣から文化審議会に対して「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて－」諮問がなされました。

文化審議会においては、総会、文化政策部会及び基本計画ワーキング・グループを計15回、分野別分科会及びワーキング・グループを計14回開催し、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くくみ取りながら精力的に審議が行われ、平成30年2月の文化審議会総会において「文化芸術推進基本計画（第1期）について」答申が行われました。同答申を踏まえ、基本計画案について基本法に基づく文化芸術推進会議において関係府省庁と調整を経た後、同年3月6日に、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－」（対象期間：30年度から34年度までの5年間）が閣議決定されました。政府としては、本基本計画に基づき、国家戦略として文化芸術政策を強力に推し進め、文化芸術立国を実現することを目指しています。

以下では、本基本計画の概要を紹介します（[図表 1-1-1](#)）。

（1）我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

基本計画では、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有していることが明確化されました。

また、今日、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進展する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていることに言及されています。さらに、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が

国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機であることも示されています。

(2) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

基本計画においては、基本法を前提としつつ、文化芸術の「多様な価値」（本質的価値及び社会的・経済的価値）を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点からの四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）が以下のとおり定められています。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

(3) 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

基本計画においては、上述の四つの目標を中長期的に実現するため、今後5年間（対象期間：平成30年度から34年度までの5年間）の文化芸術政策の基本的な方向性として、六つの戦略が以下のとおり定められています。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等により人材を育成する。

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）を形成する。

また、本基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、上記の六つの戦略に対応した基本的な施策として、関係府省庁の関連施策や基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含め、約170の施策を盛り込んでいます。

(4) 評価・検証サイクルの確立等

基本計画においては、第1期の基本計画に基づく文化芸術推進施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上を果たすため、36の評価指標を用いた評価・検証サイクル（PDCAサイクル）を確立することとされています。また、その際、文化芸術の各分野の特性に十分留意しつつ、定量的のみならず定性的な評価を重視することや、指標の内容を達成することが目的ではないことに留意することなどが示されています。

さらに、文化芸術政策のPDCAサイクルを実効性のあるものとするためには、文化芸術に関する政策立案・評価の体制も重要です。このため、文化芸術に関する国内外の情報や各

種データの収集・調査分析等に必要な機能やネットワークを整備していくことの必要性が示されています。

(5) 基本計画の着実な実行に向けて

基本法の下、文化芸術立国を実現していくためには、政府が一体となって本基本計画を着実に実行していくことが必要です。また、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等の関係者相互の連携及び協働も重要です。文部科学省は、引き続き関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、本基本計画に基づき必要な取組を進めていきます。

図表 1-1-1 文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要 ～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018（平成30）～2022（平成34）年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」（関係府省庁の局長級会議）での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くくみ取って審議。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

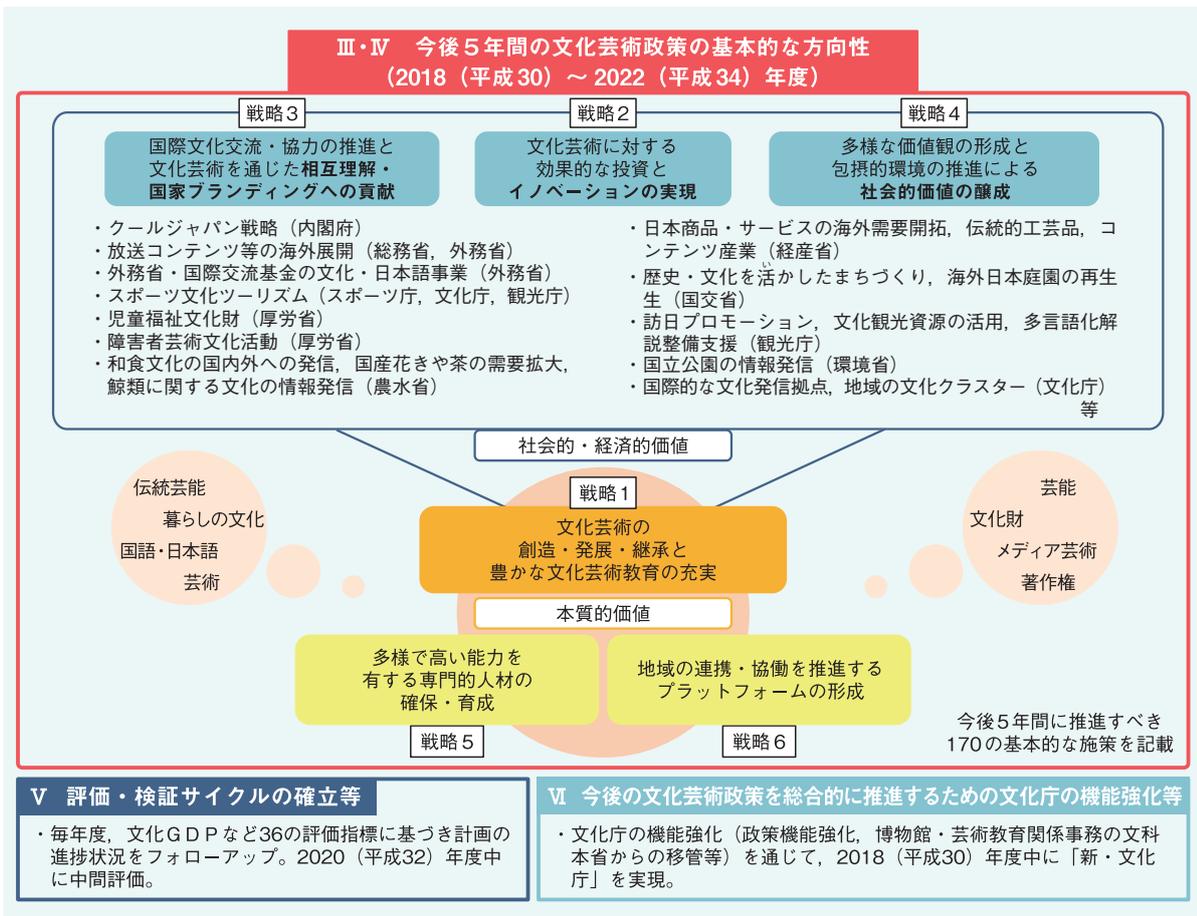
文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

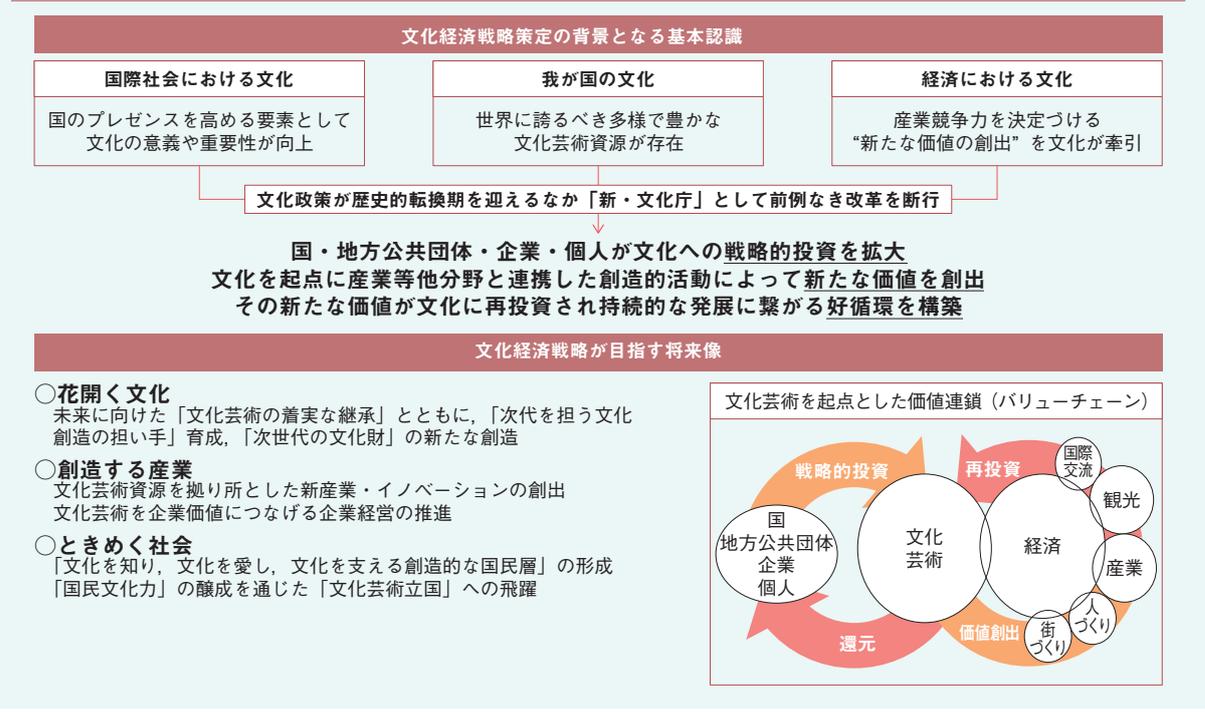


3 文化経済戦略の策定

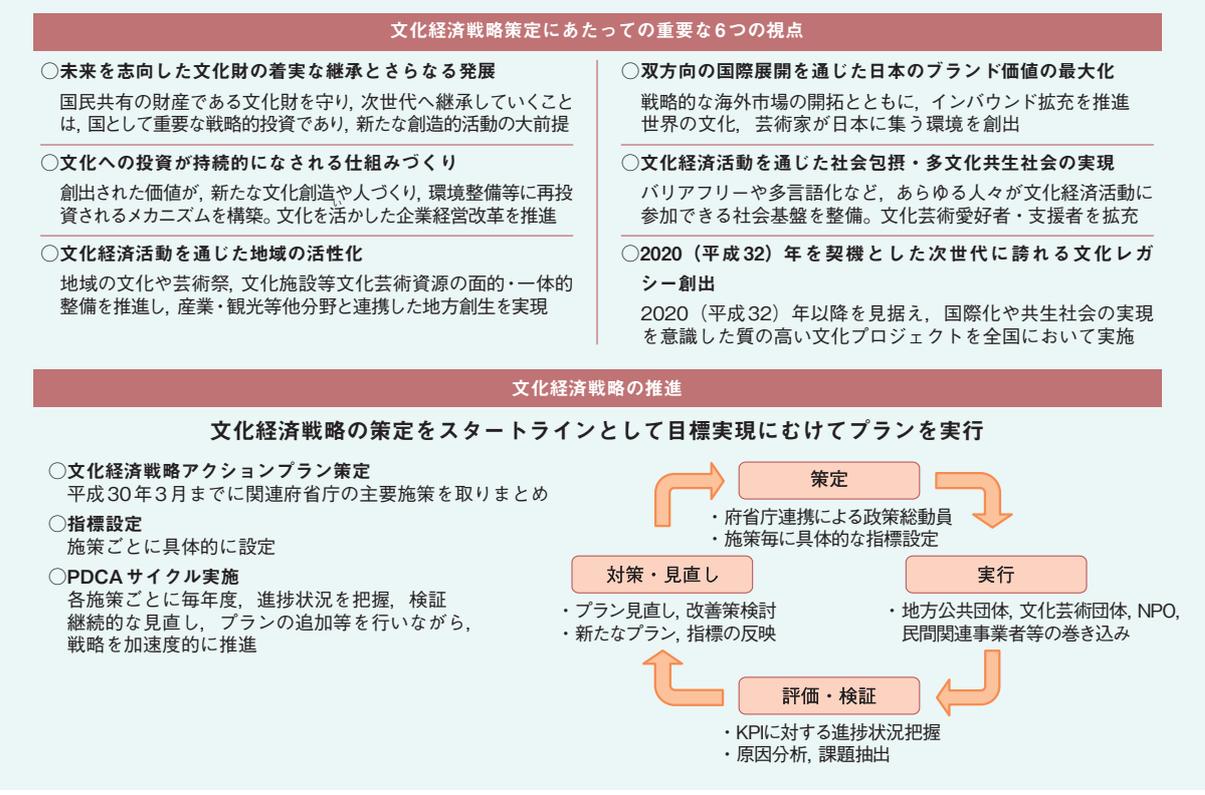
これまでの文化庁における文化振興に止まらず, 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ, 産業, 観光, まち・ひと・しごと等, 内閣官房や各府省庁等が行う文化関連施策を横断的に取り扱い統合強化した上で, 経済拡大戦略のためのプランを策定していくことが必要となっています。こうした総合的な企画調整を進めていくため, 文化庁の枠組みを越える相応の体制を整える必要があり, 内閣官房において関係府省庁等の職員が参集したチームを平成29年3月に創設しました。

また, 平成29年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」において「文化経済戦略」を策定することが閣議決定されました。これを受け, 同年12月27日に, 内閣官房及び文化庁は, ①国や地方公共団体, 企業, 個人による文化に対する戦略的な投資を拡大し, ②文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し, ③創出された価値が, 文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより, 自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として, 「文化経済戦略」を策定しました。策定にあたっては, 基本となる考え方や重視すべき観点等を「6つの視点」として整理するとともに, 特に重点的に推進すべき取組を「6つの重点戦略」として取りまとめました(図表1-1-2～1-1-4参照)。今後は, 「文化経済戦略」に基づき施策を推進することとしています。

図表 1-1-2 文化経済戦略の全体像



図表 1-1-3 文化経済戦略策定の視点と推進



図表 1-1-4 6つの重点戦略と主な取組例

<p style="text-align: center;">文化芸術資源（文化財）の保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ○着実に維持・継承するための体制づくりや文化財保護制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ◆文化財保護制度の見直しによる地域全体での保存・活用の推進 ◆個人所有の特定の文化財に係る相続税の納税猶予の特例 ○文化財の計画的な修復、適切な状態での保存 <ul style="list-style-type: none"> ◆地方公共団体、所有者、民間事業者等が連携した保存修理対策の実行 ◆修理すべき時期に達している文化財の修理等の推進 ○未指定の文化財も対象とした取組の充実、文化財継承の担い手の確保、維持・継承支援等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆伝承者養成やわざの錬磨等に対する支援 	<p style="text-align: center;">文化芸術資源（文化財）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的な公開・活用を推進するための文化財保護制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ◆文化財の公開ルールの見直し ○観光・まちづくり等への積極的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ◆史跡等大型文化財の公開・活用の機能充実のための整備 ○文化財の活用に関する助言・支援等を一元的に行う機能の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備 ○多様な鑑賞者ニーズへの対応、環境整備等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆美術館・博物館を中核とした文化クラスター創出 ◆美術館・博物館の魅力向上のための学芸員研修の充実
<p style="text-align: center;">文化創造活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術の積極的な鑑賞、主体的参加、創造に関わる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆ナイトエンターテインメント等多様なニーズを踏まえた鑑賞機会等の創出 ◆バリアフリー対応の劇場・音楽堂等に対する固定資産税等の負担軽減措置の特例 ○食、ファッション等生活文化を基軸とした新たな展開 <ul style="list-style-type: none"> ◆日本の食文化やファッション等の魅力発信等による海外展開の推進 ○多様性に裏打ちされ、創造性に溢れた経済社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ◆子供、高齢者、障害者等の文化芸術活動への主体的参画の拡充 ◆若手芸術家、クリエイター、文化伝承者、アートマネジメント人材等人材育成の推進 ○2020（平成32）年以降の文化レガシー創出を目指した文化プログラムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆共生社会、国際化につながる文化レガシーを創出する「beyond 2020プログラム」の全国展開等、質の高い文化プロジェクトの推進 	<p style="text-align: center;">国際プレゼンスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係府省庁連携による総合的・横断的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◆「日本ブランディング戦略タスクフォース」の創設による2020（平成32）年をターゲットイヤーとしたインフルエンサー招致による発信や調査研究等「戦略的日本ブランド構築事業」の実施 ◆「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づいた取組の推進、クールジャパン戦略の深化 ○文化芸術を通じた国家ブランド強化、インバウンド拡充 <ul style="list-style-type: none"> ◆文化交流使の派遣やアーティスト・イン・レジデンス事業等双方の国際文化交流の推進 ◆他分野・他産業等と連携した放送コンテンツの海外展開支援 ◆ジャパン・ハウスや専門家の派遣等を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信 ◆「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」による食やそれを支える農山漁村の魅力発信 ◆日本の伝統文化や歴史的資源等を活用した訪日プロモーションの推進
<p style="text-align: center;">新たな需要・付加価値の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術を核に産業等他分野と連携した文化経済クラスターの形成 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業、観光等他分野と連携した国際文化芸術発信拠点の形成 ◆伝統的工芸品の他分野・他産地との連携、後継者育成、国内外の需要開拓 ◆DMOを中核とした観光客の来訪・滞在促進を図る観光地域づくりの推進 ◆文化財等を含む歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進 ◆地域の文化や歴史等と連携した国立公園のナショナルパークとしてのブランド化 ○美術館機能強化・国際ネットワーク構築等を通じたアート市場の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ◆日本人アーティスト作品の国際的な評価を高めるための調査研究 ○他分野・科学技術等とのマッチングによる新産業・イノベーション創出 <ul style="list-style-type: none"> ◆産官学連携基盤を活かした「クローン文化財」のビジネス展開の推進 	<p style="text-align: center;">文化経済戦略の推進基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新・文化庁」に向けての機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆省庁横断的な行政機能強化のための組織改革 ◆文化経済施策を推進するための「文化経済・国際課（仮称）」の新設 ○首長部局が文化財保護を担当できる仕組みの導入 ○文化財の積極的な保存・活用を推進するため、地方財政措置を拡充 ○関係府省庁の連携による文化資源を活かした地方創生の取組の推進 ○国立美術館・博物館における来館者サービスの充実など国民目線でのきめ細やかな文化政策の実行

第2節 新・文化庁の構築に向けた機能強化と本格移転に向けた取組

1 文化庁の移転について

まち・ひと・しごと創生本部は、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方移転について道府県等からの提案を踏まえた検討を行い、平成28年3月に「政府関係機関移転基本方針」を決定しました。

この中で文化庁については、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、数年のうちに京都に全面的に移転することとされました。

これを受け、平成28年4月に、関係省庁及び京都府・京都市をメンバーとする「文化庁

移転協議会」が設置され、29年7月の同協議会では、①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館とすること、及び③遅くとも33年度中の本格移転を目指すこと等について取りまとめられました。

2 「地域文化創生本部」の設置

本格移転に先立ち、平成29年4月に地元（京都府・京都市・京都商工会議所・関西広域連合、関西経済連合会等）の協力も得て約40名の体制で「地域文化創生本部」を京都に設置しました。同本部では、総括・政策研究、暮らしの文化・アート、広域文化観光・まちづくりの三つのグループを置き、文化庁に期待される新たな政策ニーズに対応した事務・事業を地元の知見やノウハウ等を生かしながら実施しているところです。

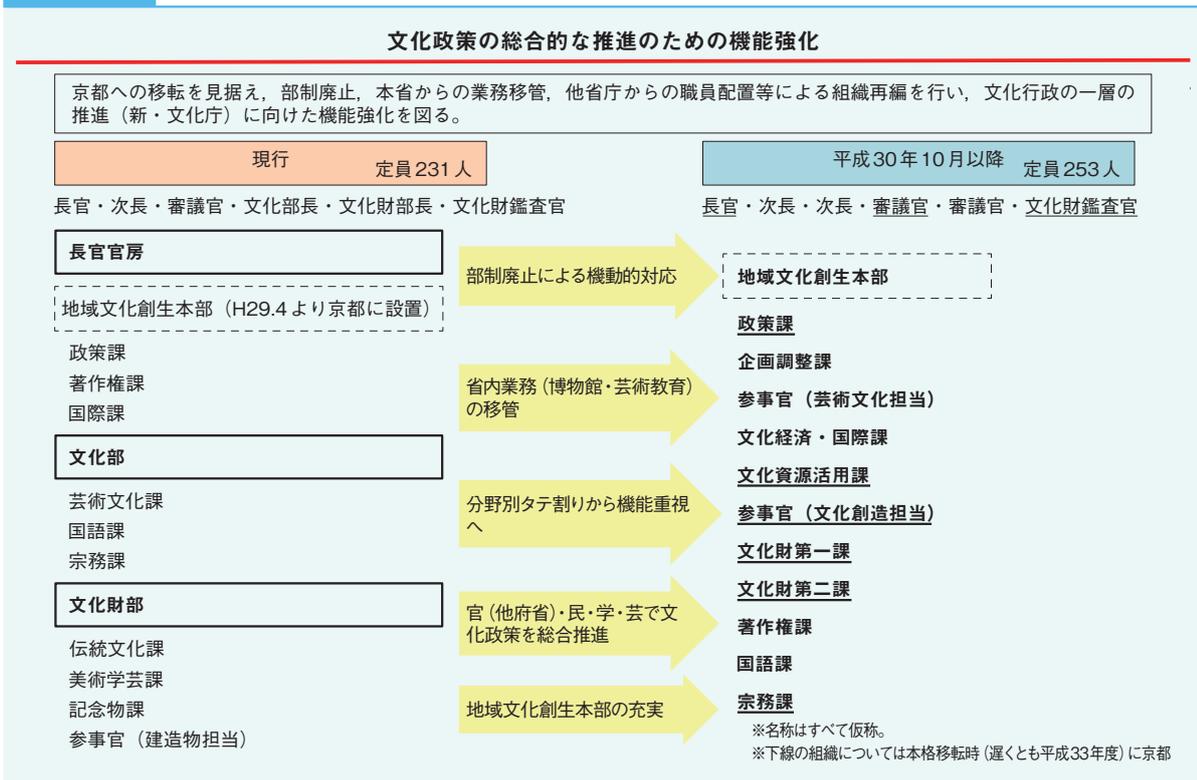
具体的には、「暮らしの文化」に関する調査研究・施策の検討や文化財等を生かした広域文化観光・まちづくりモデルの開発、文化観光拠点の形成支援といった取組を進めています。また、新たな政策課題への対応のための調査研究として、大学等研究機関との共同による政策課題研究や文化の経済効果分析の他、全国高校生伝統文化フェスティバルなど、地元の地方公共団体等と連携した事業を実施しています。こうした取組を通じて、本格移転までの間、更なる地元との連携・協力を図りつつ、文化庁の京都への移転に対する機運醸成や地域・産業界といった現場の視点に立った企画立案を進めることとしています。

3 新・文化庁の構築に向けた機能強化

文化庁の京都への全面的な移転を見据え、文化庁の組織改革と機能強化を図り、新たな文化庁にふさわしい体制を整備するため、「文部科学省設置法の一部を改正する法律」案が第196回国会に提出されました。当該法律案では、文化庁の任務が「文化に関する施策の総合的な推進」に改められるとともに、①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事、②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事などがその所掌事務に追加されることについて規定されています。また、同法律案では、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務や、博物館による社会教育の振興に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することについても規定されています。これらの改正事項を通じ、文化庁が中核となってわが国の文化行政を推進していく体制が整備されることで、文化芸術立国の実現に向けた大きな一歩となることが期待されます（平成30年10月1日施行予定）。

文化庁創設50周年を迎える平成30年秋から、新たな文化庁として、関係府省庁と連携しながら、文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、文化発信力の向上、茶道、華道、書道、食文化等の生活文化の振興、文化創造や文化政策調査研究の推進などの機能強化が図られる予定です。

図表 1-1-5 文化政策の総合的な推進のための機能強化



4 本格移転に向けた取組

文化庁は、政策が中央からの全国一律な立案となりがちであり、「地方・現場」の視点の強化が必要であること、各省庁から抜きんで発信力を強化することが課題であるとの認識に立ち、京都に先行的に設置された地域文化創生本部において各種取組を進めてきました。

その結果、これからの日本文化の興隆の中核を文化庁が担うためには、地方の文化に対しても大きな責任を果たさなければならないこと、芸術文化・伝統文化の発展のためには、より多くの人々を巻き込み、生活文化等の新たな領域を取り込みながら、文化施策の裾野を広げていくことがその前提となること、共生社会や心豊かな社会実現の鍵を文化芸術が握っていることなどの気づきを得たところです。このような理念に基づいて、今後も新たな施策に取り組むこととしています。

このほか、ICTを活用した業務効率化など業務そのものの在り方や業務プロセス全体の見直し、内部での意思決定過程の整理など、京都と東京で業務を行うに当たり重複のない効率的な体制を構築する必要から、引き続き先行移転に関する検証を続けていきます。

今後、文化庁移転協議会における取りまとめを踏まえ、遅くとも平成33年度中に予定されている本格移転が円滑に進められるよう、引き続き関係省庁や京都側も含む関係方面と連携しながら取組を進めてまいります。

第3節 文化財保護制度改革～文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について～

文化財は我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産です。しかし、過疎化や少子高齢化

などを背景に文化財の継承の担い手が不足しており、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。また、各地域がまちづくりを進める中で、地域の特色ある文化財の掘り起こしや活用の機運が高まっており、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくための仕組みづくりが必要となっています。

このため、平成29年5月に文部科学大臣から文化審議会に対して、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問がなされました（「これからの文化財の保存と活用の在り方について」）。これを踏まえ、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会では、包括的な検討の最初の課題として、文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について検討を行い、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申）が答申されました。

これを踏まえ、文化庁は法制的な見直しを行い、平成30年3月6日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、30年6月1日に成立しました。

改正法においては、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るべく、大きく三つの仕組みを位置付けることとしています。



答申の様子

1 地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ

まず都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとします。大綱には、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応、小規模市町村への支援等を記載することとし、都道府県は、市町村の区域を越える広域的な連携や、後述の文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）を未作成の市町村に対して積極的な役割を果たすことが期待されます。

また市町村は、都道府県の大綱が策定されていればそれを勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（地域計画）を作成し、国の認定を申請できることとします。地域計画の記載事項は、

- ①当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ②当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間、その他

としています。その作成に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、地方文化財保護審議会への意見聴取を要することとするほか、協議会を組織できることとしており、協議会は、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財の保存活用を支援する民間団体（後述の「文化財保存活用支援団体」）のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など市町村が必要と認める様々な人材が参画できる組織体としています。

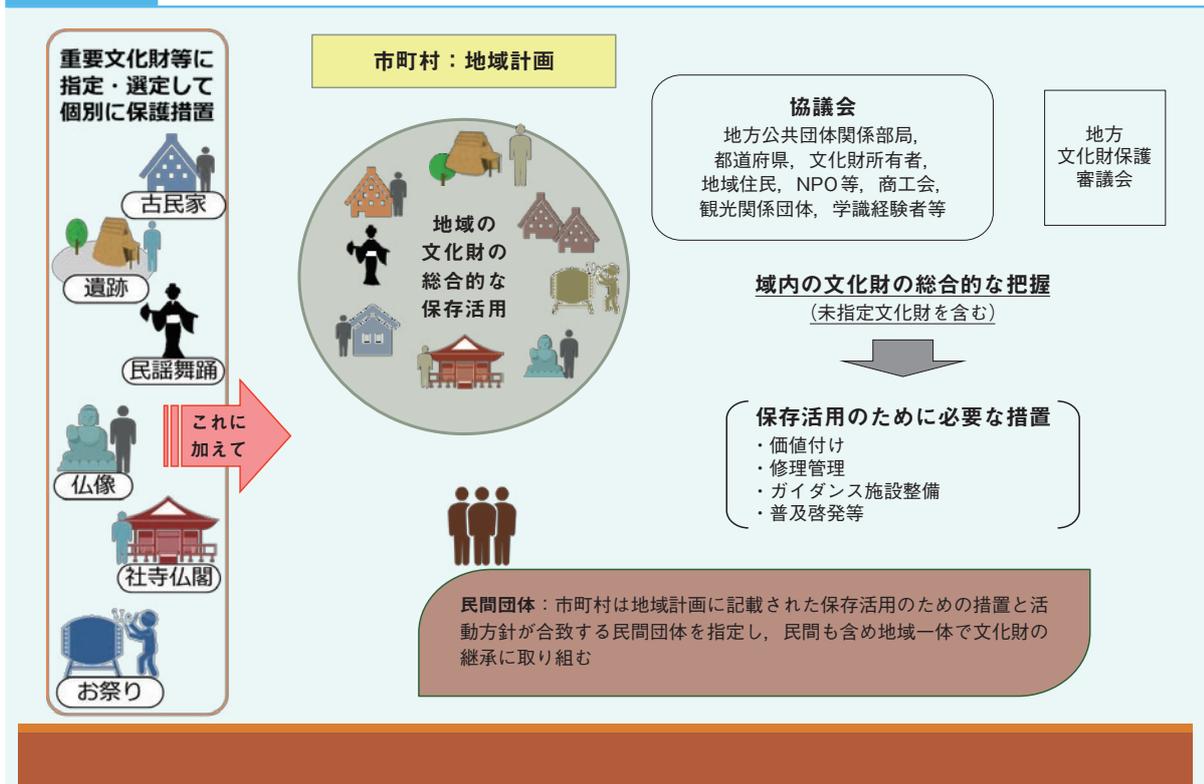
作成した地域計画が国の認定を受けた場合の法律上の効果として、国に対して登録文化財とすべき物件の提案の仕組みを創設します。調査の結果把握された未指定の文化財につい

て、地域において保護措置の在り方を検討し、国が登録原簿に登録すべきと考えられる物件があれば提案できることとすることにより、地域で見いだされた未指定文化財の保護について、国と地域の連携を一層強化するものです。また、国指定等文化財の現状変更の許可（重大なものを除く。）など、文化庁長官の権限が地方公共団体に移譲されている一部の事務について、都道府県・市のみならず地域計画が認定された町村も特例的に自ら事務を実施できることとします。これは、町村が事務実施の意向を計画に明記し、国の認定を受けること等を要するものであり、具体的な手続等は今後、政令等によって定めていくものとなります。

なお、都道府県の大綱や市町村の地域計画については、地方公共団体での検討に資するよう、文化庁は、今後基本的な考え方について運用上の指針等を示すことを予定しています。

さらに、市町村は地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」（以下、「支援団体」という。）として指定できることとします。支援団体は、区域内に存在する文化財の保存・活用を行うのみならず、保存・活用を図るための事業を行う者に対して情報の提供・相談等の実施や、所有者の求めに応じて文化財の管理・修理等の委託を受けるなどの業務を担うことを想定しており、市町村に対して地域計画の策定や変更などを提案できることとします。また、支援団体については「法人その他これに準ずる団体」とし、保存会など任意団体も含むことができる制度的枠組みとしています。

図表 1-1-6 市町村による文化財保存活用地域計画の取組イメージ



2 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

ここからは、個々の文化財のレベルでの改正法の内容について紹介します。

文化財の保護を図る上で、現行制度における文化財の指定・選定・登録の仕組みと修理等の取組は極めて有効に機能してきたところです。今回の改正法は、現行制度を維持した上で、文化財の価値や保存・活用の在り方について可視化を図り、適切な取組を計画的に実施

する仕組みを加えるものです。

具体的には、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、当該文化財の「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できることとします。保存活用計画には、文化財の現状（所在地・所有者等・保存状況や伝承者育成の状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保存継承の方針などを記載することとしています。詳細の内容については、今後文化庁が運用上の指針等で示していくことを予定しています（現時点までで文化審議会において検討のあった内容については、[図表 1-1-7](#) 参照）。

これは、現在も建造物及び史跡名勝天然記念物に関して作成を推進している計画について、他の文化財類型にも広げて制度化し、国が認定する仕組みを設けることでその作成を推進するものです。

保存活用計画には今後予定される修理や整備などの事業が記載され、保存活用計画の実施に当たっては別途、現状変更等の許可などの諸手続を要することが想定されますが、改正法では、保存活用計画で修理等の行為の内容や具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する許可を事後届出で良いとするなど手続を弾力化することとしています。また、重要文化財又は登録有形文化財に指定・登録された美術工芸品について、保存活用計画を作成して国の認定を受け、更に美術館・博物館に寄託・公開した場合には、当該美術工芸品に係る相続税の納税を猶予する特例措置を設けます。これにより、貴重な文化財を美術館等の適切な環境で保管しつつ、幅広い人々が文化財の魅力に触れることのできる機会の拡大につながることを期待されます。

加えて、高齢化等により所有者だけでは文化財の十分な保護が難しい場合に対応できる仕組みを整備するため、所有者に代わり文化財を保存・活用する「管理責任者」制度を見直すこととします。現在、文化財の所有者は、「特別な事情があるとき」に管理責任者を選任することができることとされていますが、これを文化財の「適切な管理のため必要があるとき」に選任できるよう要件を拡大し、文化財の所有者を支援する体制を充実させます。

図表 1-1-7 保存活用計画の計画期間と記載事項の類型別イメージ

<p>【重要文化財（建造物）】</p> <p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね10年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報等 ・文化財の保存活用の状況 ・保存管理の方針・計画（保護方針、管理・修理計画など） ・環境保全の方針・計画 ・防災の方針・計画 ・活用の方針・計画 ・文化財保護に係る諸手続 	<p>【重要文化財（美術工芸品）】</p> <p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報 ・保存環境（施設及び設備環境） ・日常管理の状況（防災・防犯対策） ・修理の履歴・計画及び留意事項 ・活用の履歴・計画及び留意事項 ・文化財保護に係る諸手続 	<p>【史跡名勝天然記念物】</p> <p>○計画期間の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報 ・保存管理活用の状況 ・保存管理活用の基本方針 ・整備方針 ・文化財保護に係る諸手続 ・史跡、名勝又は天然記念物の運営の体制
<p>【重要無形文化財（芸能）】</p> <p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報等 ・活動の実績 ・斯界(しかい)の現状 ・保存継承の計画（伝承者養成、研修発表会、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他） 	<p>【重要無形文化財（工芸技術）】</p> <p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報等 ・活動の実績 ・伝承の状況 ・保存継承の計画（伝承者養成、研修成果発表、資料の収集整理、原材料・用具の確保、普及教育活動、その他） 	<p>【重要有形民俗文化財】</p> <p>○計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定 <p>○計画記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の基本情報等 ・所有者の現状 ・保存の状況 ・保存活用の計画（修理・修復、保存環境の整備・維持、展示・公開・貸出、代替化（複製品の作成）、防災・防犯、教育活用、普及・啓発・発信（伝承教室、講座の開催等）、移管・所有者変更、地域活性化等に供する利活用、その他）

（出典）文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申）（平成29年12月8日）
 ※詳細は今後変更の可能性がある

3 地方文化財行政の推進力強化

地方公共団体が上述のような取組を推進し、地方文化財行政の一層の進展を図っていくためには、これまで以上に多様な知見や幅広い視野を持った業務の実施が求められることから、地方公共団体の推進体制の充実を図ることが不可欠です。特に今後、各地方公共団体が計画的な取組を進めていくに当たり、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要となります。

このため、現在、教育委員会が管理・執行することとされている地方公共団体における文化財保護に関する事務について、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために効果的と考える場合には、条例により、地方公共団体の長が担当できることとします（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正）。

ただし、文化財保護に関する事務の管理・執行に当たっては、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡など、文化財保護に当たって留意すべき事項に対応できるような環境の整備が求められます。このため、地方公共団体の長が担当する場合には、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くこととします。あわせて、文化財担当部局への専門的知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築を図ることなどによ

り、各地方公共団体の実状に応じて、適切に対応することが期待されます。

また、地方公共団体における人材の充実を図るため、文化財の巡視や所有者等への助言等を行う「文化財保護指導委員」について、現在は都道府県に置くことができますとしています。これにより、日常的な管理の支援や防犯・防災対策等、地域に密接して専門的な人材が活動しやすい仕組みとします。

第 4 節

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラム

1 文化プログラムの展開について

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、これまで大会に関連して、芸術競技や芸術展示など、様々な文化活動が実施されてきました。とりわけ近年は、文化プログラムを複数年実施する大会が多く見受けられます。

こうした中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）は、文化プログラムを通じて、地域性豊かで魅力ある多様な文化活動を世界に発信する絶好の機会となります。全国の地方公共団体や芸術家等との連携の下、地方創生、観光振興等につながる文化プログラムの全国展開を図っていくことが重要です。

現在、2020年東京大会に向けて、「東京2020文化オリンピックアード」や「beyond2020プログラム」といった文化プログラムの取組が始められています。

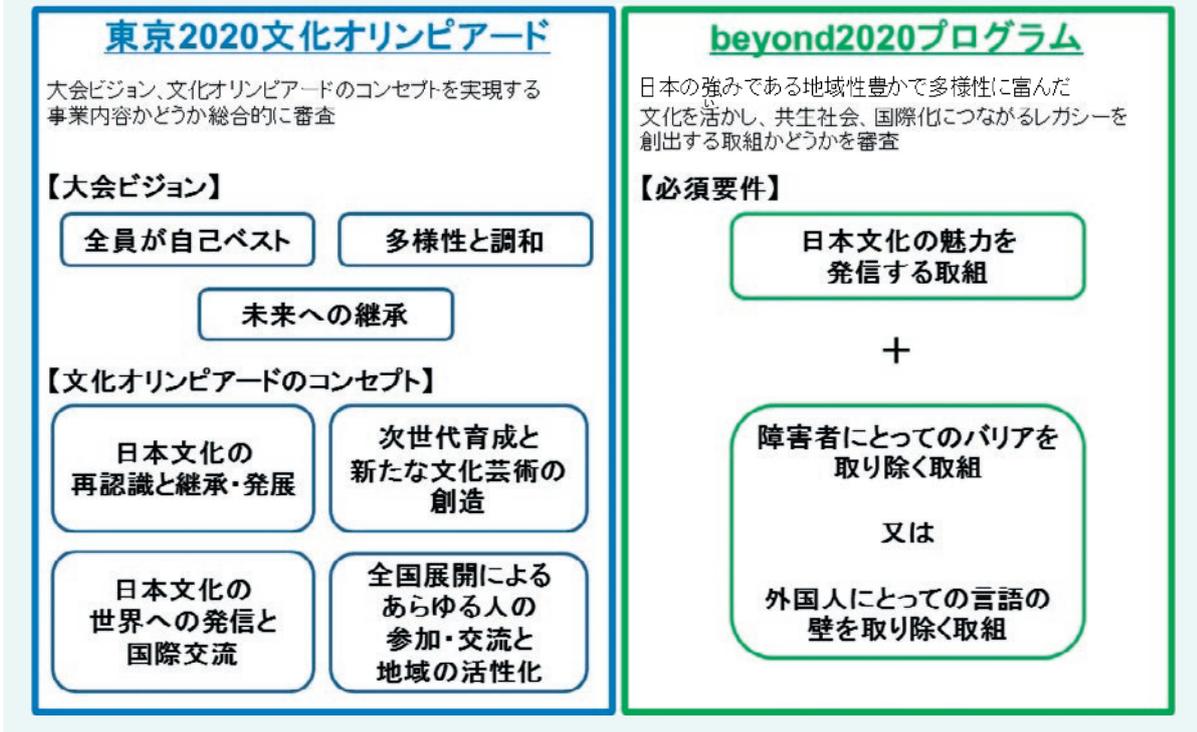
これらは大会ビジョン等を踏まえ、日本文化の再認識と継承・発展、次世代育成と新たな文化芸術の創造、日本文化の世界への発信に資する取組や、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー（文化遺産）の創出を見据えた取組に対して認証を行うものです。文部科学省も平成29年5月から「beyond2020プログラム」認証事務を開始しました。

これらを通して、我が国の文化芸術が一層振興され、更に日本全国でオリンピック・パラリンピックの機運が大いに高まることが期待されています。

図表 1-1-8 東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み

	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		中央省庁、地方公共団体
プログラム	東京2020文化オリンピックアード		beyond2020プログラム
	東京2020公認文化オリンピックアード	東京2020応援文化オリンピックアード	
概要	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現にふさわしい文化芸術性の高い事業を実施	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	2020年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場所在地地方公共団体、公式スポンサー、JOC、JPC	会場所在地以外の地方公共団体、独立行政法人を含む非営利団体	文化オリンピックアードの実施主体に加えて、公式スポンサー以外の企業も対象
ロゴマーク			

図表 1-1-9 各プログラムの認証要件



2 2020年以降のレガシー創出に向けて

文部科学省は、文化芸術立国の実現に向け、2020年東京大会の機会を活かし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用を図り、文化プログラムの推進を図ることとしています。

文化プログラムを全国展開していく機運を醸成するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や関係省庁等と連携し認証制度の普及に取り組むとともに、富山県や大分県で、地域性と多様性に富んだ文化を発掘・発信するシンポジウムを開催しました。あわせて、平成29年度に実施された文化プログラム先行事例の発表会を神奈川県横浜市で開催しました。

また、全国各地の文化プログラム等の情報を広く収集し、インターネット上で管理・集約する「文化情報プラットフォーム」の構築にも取り組んでいます。この情報を基に、文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」*1を平成29年5月から試験的に構築し、運用しています。

文部科学省は、2020（平成32）年以降へのレガシー創出に向けて、日本文化の国際化や共生社会の実現に資する取組や、日本遺産を2020（平成32）年までに100件程度認定する等、地域の文化資源を発掘、発信する取組等を通じ、様々な文化プログラムの実施に取り組んでいます。

（1）文化庁主催による主な文化プログラム

- ① Culture NIPPON シンポジウム（写真左）
- ② ニッポンたからものプロジェクト－日本遺産×Live Art－（写真右）（写真提供：堀切功）

*1 参照：<http://culture-nippon.go.jp/ja/>



③全国文化プログラムプレスセンター（写真左）（写真提供：共同通信社）

④TOKYO 数寄フェス2017（写真右）（写真提供：上野「文化の杜」新構想実行委員会）



（2）日本遺産（平成29年度認定の一例）

①江差の五月は江戸にもない ～ニシンの繁栄が息づく町～【北海道江差町】

②荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～【北海道函館市、北海道松前町、青森県鯉ヶ沢町、青森県深浦町、秋田県秋田市、山形県酒田市、新潟県新潟市、新潟県長岡市、石川県加賀市、福井県敦賀市、福井県南越前町】

③一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～【岡山県倉敷市】

④やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく【大分県中津市・玖珠町】



うぼみだいじんぐうとまよまい えさし
姥神大神宮渡御祭（江差町）



ひよりやま
日和山公園（酒田市）



和と洋が織りなすまち 倉敷美観地区（倉敷市）



天にのびる石柱（玖珠町）

Column No. 01

明治の歩みをつなぐ、伝える

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、明治期において多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました。

内閣制度の導入、大日本帝国憲法の制定、立憲政治・議会政治の導入、鉄道の開業や郵便制度の施行など技術革新と産業化の推進、義務教育の導入や女子師範学校の設立といった教育の充実をはじめとして、多くの取組が進められました。

また、若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。

政府は、「明治150年」を迎える平成30年（2018年）を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために、地方公共団体や民間企業等とも一緒になって様々な取組をしています。

（文部科学省における取組）

明治期教科書等教育資料デジタルアーカイブの構築・公開

国立教育政策研究所が所蔵する、「学制」発布以降、教育の近代化に重要な役割を果たしてきた明治期の教科書や、教育錦絵・教育関連資料等が閲覧できるデジタルアーカイブを平成30年中に構築・公開予定。



「小学入門教授図解」（明治10年）

大学図書館が所蔵する明治期コレクション企画展示の実施

明治期の技術や文化に関する遺産に触れる機会を充実させるため、大学図書館において所蔵する明治期コレクションの企画展を開催。



明治150年関連企画展「時を奏でる雑誌たち」（名古屋女子大学越原記念館）

国立女性教育会館による「明治150年」企画展の実施

明治時代に出版された女性教育に関する雑誌・教科書等の資料や女性教育情報センターが所蔵する資料、明治期に関連するものについて展示を実施。



ミニ展示「明治時代の女子教育」

東京国立博物館による「近代の美術」に関する展示の実施

明治時代、パリなどで開催された万国博覧会に出品された作品や、帝室技芸員（当時、国が特に任命した美術・工芸作家）の優れた技があらわれた作品を中心に展示。



本館18室入口のパナー

国立美術館における展示の実施

東京国立美術館工芸館では、鍍金家・鈴木長吉をはじめ、高い技術力と表現力を兼ね備えた名工たちの明治の精神を今に伝える作品を紹介する「名工の明治」を開催。また、京都国立近代美術館では、“超絶技巧”と評される工芸作品をはじめ、明治の美術作品を紹介する「明治150年展 明治の日本画と工芸」を開催。



鈴木長吉《十二の鷹》



並河靖之《藤図花瓶》

Column No. 02

文化庁は平成30年に創設50周年を迎えます

文化庁は昭和43（1968）年に、当時の「文化財保護委員会」と「文部省文化局」が統合され発足し、平成30年6月に創設50周年を迎えます。この50年間において、文化庁の予算は、50億円（昭和43年度）から1077億円（平成30年度）へと21.5倍になり、文化財行政の充実、文化関連施設の整備、地方公共団体における芸術文化政策の展開、国際文化交流等、多くの関係者が、文化芸術の興隆のために尽力してきました。また、内閣府の文化に関する世論調査によると、文化芸術の直接鑑賞経験、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合は、59.2%、28.1%（28年）となっており、直接鑑賞経験の内容としては、映画、音楽、美術など、鑑賞を除く文化芸術活動の経験の内容としては、地域の芸能や祭りへの参加や音楽、舞踊、茶道、華道、書道などの習い事の受講などを答えた者の割合が高くなっています。



文化庁の発足



昭和49年 文化庁主催モノリザ展の様子

<主な出来事>

- 1968（昭和43）年 文化庁発足（「文化財保護委員会」と「文部省文化局」の統合）
川端康成氏，ノーベル文学賞受賞
- 1969（昭和44）年 東京国立近代美術館本館の現在地への移転
- 1970（昭和45）年 著作権法制定
- 1975（昭和50）年 文化財保護法改正（埋蔵文化財の保護強化や伝統的建造物群保存地区の創設等）
- 1986（昭和61）年 国民文化祭開始
- 1990（平成2）年 芸術文化振興基金（官民ファンド）設立
- 1992（平成4）年 世界遺産条約批准
- 1994（平成6）年 大江健三郎氏，ノーベル文学賞受賞
- 1996（平成8）年 文化財保護法改正（「指定」よりも緩やかな「登録」を制度化）
- 1997（平成9）年 メディア芸術祭開始
- 2001（平成13）年 文化芸術振興基本法公布（基本理念，基本的施策，国と地方の責務等）
- 2006（平成18）年 無形文化遺産保護条約発効
- 2016（平成28）年 文化庁の京都移転決定
- 2017（平成29）年 文化芸術振興基本法改正，文化芸術基本法へ^{*2}

*2 参照：第1部特集1第1節